

伊根町立本庄小学校いじめ防止基本方針

伊根町立本庄小学校

1 いじめ防止基本方針について

〈いじめの定義〉

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織と役割

本庄小学校では、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて、伊根町の顧問弁護士、学校医、駐在所の協力も得て対応していく。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ④ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などとする。

いじめ防止対策委員会の組織と動き

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、該当担任

- ・毎月月末の火曜日に定例会議を開催し、子どもたちの実態を交流し、指導方針を検討する。
- ・いじめ防止対策委員会については、本庄小学校いじめ防止基本方針をもとに、事象が発生した際は迅速に緊急会議を開き、対応にあたる。
- ・いじめアンケートの実施前後で児童の状況を分析し、取り組み方を十分に確認しながら、適切に対応していく。

3 いじめの未然防止の取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識のもと、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのために児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人権関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査結果については、その都度委員会に報告する。

(3) いじめに対する初期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、被害者を守り通すとともに、加害児童に対しては人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

○いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

(2) 重大事態の発見と報告

重大事態が発生した場合、速やかにいじめ防止対策委員会を招集し対応に当たると同時に、教育委員会に報告する。